

全国小学生・中学生人権ポスターコンテスト表彰

基本的人権への理解を深め、豊かな人権感覚を身につけていただくことを目的に法務省・全国人権擁護委員連合会主催で毎年開催されています。

八雲地区大会では小学生4名、中学生1名が入賞され、八雲地区大会を受けて開催された函館地区大会では、卒間智洋さんと田中杏莉さんがダブル受賞となりました。

【八雲地区大会・小学生の部】

10校から134編の作品の応募があり、下記のとおり受賞されました。

6年生 最優秀賞 今金小学校 卒間 智洋さん 「ずっと守り続けよう！みんなの個性」
 6年生 優秀賞 今金小学校 田中 杏莉さん 「君達の人生君達のもの」
 6年生 奨励賞 今金小学校 高野 颯良さん 「やめよう！！アイヌ差別」
 6年生 奨励賞 種川小学校 村上 晴哉さん 「本当の笑顔あなたは持ってる？」

【八雲地区大会・中学生の部】

6校から59編の作品の応募があり、下記のとおり受賞されました。

2年生 奨励賞 今金中学校 上村 煌姫さん 「今すぐやめよう。人種差別。」

【函館地区大会 小学6年生の部】

最優秀賞 卒間 智洋さん

優秀賞 田中 杏莉さん



▲卒間 智洋さん
「ずっと守り続けよう！みんなの個性」



▲田中 杏莉さん
「君達の人生君達のもの」

【問合せ】まちづくり推進課 ☎82-0111

「Jアラート全国一斉情報伝達試験が実施されます」

戸別受信機から自動的に大きな音が流れますので、実際の災害と間違えないようご注意ください。

【実施日】 2月16日（水）11時00分

【試験内容】

消防庁から試験放送の情報が全国一律に配信されます。各市町村において、防災行政無線等による試験放送が実施されます。

防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声子局）からの試験放送の内容は、次のとおり。

- ①上り4音チャイム
- ②「これは、Jアラートのテストです」×3回
- ③「こちらはぼうさいいまかねです」
- ④下り4音チャイム

【問合せ】くらし安心課 ☎82-0111



「住民税非課税世帯等に対する給付金」のお知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

■ 給付対象者

- (1) 住民税非課税世帯
基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている他の親族等の扶養を世帯全員が受けている世帯を除く
- (2) 家計急変世帯
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

■ 給付額

1世帯当たり 10万円

■ 給付方法

- (1) 住民税非課税世帯
対象の世帯には、2月上旬（予定）に確認書をお送りします。書類が届きましたら、内容をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。
- (2) 家計急変世帯
令和3年分の所得税の確定申告書、源泉徴収票のほか、預金通帳などで収入を確認させていただくことを予定しています。
受付時期は令和4年2月1日～令和4年9月30日ですが、まずは税務住民課へご相談ください。

【問合せ】税務住民課 課税収納グループ ☎ 82-0111

町税の滞納処分を強化してます

税金を滞納されている方には、段階的に催告を行っています。催告後、期日までに納税相談等がない方、財産があると判断されるのに納付しない方など悪質と判断される場合は、財産差押やタイヤロック等を行います。

また、令和3年4月以降に課税された町税の延滞金を完全徴収しています。納期限を過ぎて納税された場合は、税額に加えて延滞金を納付いただきます。

- 延滞金の率…納期限の翌日から納税日まで8.8%（納期限翌日から一カ月の日までは2.5%）なお、上記の率は、令和3年1月1日から令和3年12月31日まで期間です。※令和4年1月1日から令和4年12月31日までは、納期限の翌日から納税日まで8.7%（納期限翌日から一カ月の日までは2.4%）となります。

$$\begin{aligned} & \text{令和3年中の延滞金計算式} \\ & (\text{本税の金額}) \times (1\text{ヶ月以内の延滞期間}) \div 365 \\ & \quad + (\text{本税の金額}) \times (1\text{ヶ月以後の延滞期間}) \times 8.8\% \div 365 \end{aligned}$$

- 計算例…町・道民税第2期（納期限8月31日）75,000円を11月16日に納めた場合

- (1) 最初の1ヶ月（9月1日から9月30日）
延滞金・・・75,000円×30日×2.5%÷365日＝（約）154円
（延滞金に1円未満の端数が生じるときは切り捨てます。）
- (2) 1ヶ月を超える期間（10月1日から11月16日）
延滞金・・・75,000円×47日×8.8%÷365日＝（約）849円
延滞総金額・・・（1）154円＋（2）849円＝1,003円 ⇒ **1,000円が加算されます**
（100円未満切り捨て）

【問合せ】税務住民課 課税収納グループ ☎ 82-0111